

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	IFRS 第 9 号の定めを取入れ及びステップ 4 のオプションに関して聞かれた意見への対応に関する検討（ステップ 6）

I. 本資料の目的

1. 本資料は、これまでに提案した IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の定めを取入れに関して聞かれた意見への対応に関する事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. 本論点を取り上げる理由

2. IFRS 第 9 号の減損の定めを取入れ方のうち、本委員会において審議する項目について、次の企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会において事務局から提案を行い意見をいただいた。

審議を行った企業会計基準委員会等	関連する定め
第 537 回企業会計基準委員会（2024 年 12 月 3 日開催）及び第 229 回金融商品専門委員会（2024 年 12 月 2 日開催）（以下合わせて「第 537 回企業会計基準委員会等」という。）	IFRS 第 9 号第 B5. 5. 12 項から B5. 5. 15 項
第 539 回企業会計基準委員会（2025 年 1 月 21 日開催）及び第 231 回金融商品専門委員会（2025 年 1 月 16 日開催）（以下合わせて「第 539 回企業会計基準委員会等」という。）	ステップ 4 のオプション B-1 から B-3

3. 本資料においては、IFRS 第 9 号 B5. 5. 12 項から B5. 5. 15 項の定めの新たな適用指針（以下「新適用指針」という。）への取入れに関して聞かれた意見を踏まえた事務局の分析及び定めイメージをお示するとともに、ステップ 4 のオプション B-1 から B-3 に関して聞かれた意見に関する事務局による分析及び対応案をお示しする。

III. 事務局による分析及び提案

IFRS 第 9 号 B5. 5. 12 項から B5. 5. 15 項の定めを取入れ

4. 第 537 回企業会計基準委員会等において、IFRS 第 9 号 B5. 5. 12 項から B5. 5. 15 項の定めについて、新適用指針に取り入れる方向性について審議を行ったものの、新適用指針に取り入れる定めイメージについてはお示ししなかった。本資料では、IFRS 第 9 号 B5. 5. 12 項から B5. 5. 15 項のそれぞれについて、審議の際に聞かれた意見を踏まえて、新適用指針に取り入れる定めイメージに関して事務局から提案を行う。

(IFRS 第 9 号 B5. 5. 12 項)

IFRS の定め

5. IFRS 第 9 号 B5. 5. 12 項は、次のとおり定めている。

項番	IFRS 第 9 号の日本語訳
B5. 5. 12	<p>企業は、ある金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかの評価及び予想信用損失の測定の際に、さまざまなアプローチを適用する必要がある。企業は異なる金融商品について異なるアプローチを適用する必要がある。債務不履行の明示的な確率それ自体をインプットとして含んでいないアプローチ（信用損失率アプローチなど）は、企業が債務不履行発生リスクの変動を予想信用損失の他の発生要因（担保など）と区別でき、評価を行う際に次のことを考慮するのであれば、本基準書の要求事項と整合する可能性がある。</p> <p>(a) 当初認識以降の債務不履行発生リスクの変動</p> <p>(b) 当該金融商品の予想存続期間</p> <p>(c) 過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報のうち、信用リスクに影響を与える可能性のある情報</p>

6. IFRS 第 9 号 B5. 5. 12 項は、信用リスクの著しい増大（以下「SICR」という。）の評価及び予想信用損失の測定の際に用いられるアプローチは様々であることから、企業は異なる金融商品について異なるアプローチを適用する必要があるとしたうえで、信用損失率アプローチなどを使用する際に考慮すべき事項を定めている。

分析

7. 第 537 回企業会計基準委員会等において、IFRS 第 9 号 B5.5.12 項について、次の方向性で新適用指針に取り入れることを事務局より提案し、特に異論は聞かれなかった。
 - (1) IFRS 第 9 号 B5.5.12 項の「企業は異なる金融商品について異なるアプローチを適用する場合がある。」については、新適用指針に取り入れる。
8. また、第 537 回企業会計基準委員会等において、IFRS 第 9 号 B5.5.12 項の信用損失率アプローチに関する記載を新適用指針に取り入れるかどうかについて意見を伺ったところ、IFRS 第 9 号 B5.5.12 項における信用損失率アプローチ等に関する記載について取り入れることに賛同する意見が多く聞かれた。
9. この他、審議の際に聞かれた意見は次のとおりである。
 - (1) IFRS 第 9 号 B5.5.12 項は、債務不履行リスクの変動を考慮することを規定し、担保を考慮しないことも強調しているため、重要な規定であると考えられる。なお、Probability of Default (PD)を考慮することが原則であることが強調されないよう、定め表現を検討することが考えられる。
10. IFRS 第 9 号 B5.5.12 項は、次の 2 つの内容で構成されている。
 - (1) 青色ハイライト部分は、SICR の評価及び予想信用損失の測定の際には、対象となる金融商品ごとに異なるアプローチを適用する場合があることを示している。
 - (2) 緑色ハイライト部分は、信用損失率アプローチなどのデフォルトの明示的な確率自体をインプットとして含んでいないアプローチを用いる際に考慮する必要がある事項を示している。
11. ここで、IFRS 第 9 号 B5.5.12 項の取入れにあたっては、前項に記載のとおり、同項には 2 つの内容が含まれていることから、内容によって分けたうえで新適用指針に取り入れることが考えられる。また、本資料第 8 項及び第 9 項の聞かれた意見を踏まえ、Probability of Default (PD)を考慮することが原則であることが強調されない記載となるように、アプローチには様々なものがあるとした上で、デフォルトの発生確率自体をインプットとして含んでいないアプローチの考慮事項を定めることが考えられる。
12. この他、新適用指針の他の箇所と同様、IFRS 第 9 号の定めに含まれる「金融商品」を「債権等」に、また「当初認識以降に」を「発生の認識以降に」に置き換えるとともに、アプローチの例示として記載されている「信用損失率」については、過去に発生した貸倒の実績率を指すものと考えられるため、日本基準で用いられている

「貸倒実績率」に置き換えた上で取り入れることが考えられる。

(事務局提案)

13. 本資料第7項から前項の分析に基づき、IFRS第9号B5.5.12項の定めを次のイメージで新適用指針に取り入れることが考えられるがどうか。

IFRS第9号の定めを取入れイメージ	
X1.	債権等の発生認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかの評価及び予想信用損失の測定に際しては、債権等の商品ごとに適切なアプローチを用いる。
X2.	前項で用いるアプローチには様々なものがあり、明示的にデフォルトの発生確率をインプットとして含んでいないアプローチ（貸倒実績率を用いるアプローチなど）は、デフォルト発生リスクの変動を予想信用損失の他の発生要因（担保など）と区別できるとともに、債権等の発生認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかの評価又は予想信用損失の測定の際に次の事項を考慮する場合には、適切なものとなる可能性がある。 (1) 債権等の発生認識以降のデフォルト発生リスクの変動 (2) 債権等の予想存続期間 (3) 過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報のうち、信用リスクに影響を与える可能性のある情報

(IFRS第9号B5.5.13項及びB5.5.14項)

IFRSの定め

14. IFRS第9号B5.5.13項及びB5.5.14項は、次のとおり定めている。

項番	IFRS第9号の日本語訳
B5.5.13	ある金融商品について当初認識以降に信用リスクが著しく増大したかどうかの判定に使用する方法は、当該金融商品（又は金融商品グループ）の特性及び同様の金融商品についての過去の債務不履行のパターンを考慮すべきである。5.5.9項 ¹ の要求にかかわらず、債務不履行のパターンが当該金

¹ IFRS第9号第5.5.9項

「各報告日において、企業は、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しなければならない。この評価を行う際に、企業は、予想信用損失の金額の変動ではなく、当該金融商品の予想存続期間にわたる債務不履行発生のリスクの変動を用いなければ

項番	IFRS 第 9 号の日本語訳
	<p>融商品の予想存続期間の中の特定の時点に集中していない金融商品については、今後 12 か月にわたる債務不履行発生の変動が、全期間の債務不履行発生の変動の合理的な近似となる場合がある。こうした場合には、企業は、信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判定するために、今後 12 か月にわたる債務不履行発生の変動を使用することができる。ただし、全期間の評価が必要であることを状況が示している場合は除く。</p>
B5. 5. 14	<p>しかし、一部の金融商品について、又は一部の状況において、全期間の予想信用損失を認識すべきかどうかを判定するために今後 12 か月にわたる債務不履行発生の変動を用いることが適切でない場合がある。例えば、今後 12 か月にわたる債務不履行発生の変動が、満期が 12 か月超である金融商品について信用リスクが増大したかどうかを判定するための適切な基礎ではない場合がある。それは次のいずれかの場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 当該金融商品には、今後 12 か月よりも先の期間にしか多額の支払義務がない。 (b) 関連性のあるマクロ経済要因又は他の信用関連の要因の変化が生じていて、それが今後 12 か月における債務不履行発生の変動に適切に反映されていない。 (c) 信用に関連した要因の変動が、当該金融商品の信用リスクに影響を与える（又はより明確な影響がある）のは、12 か月よりも先の期間だけである。

15. IFRS 第 9 号 B5. 5. 13 項は、SICR の判定に際して金融商品の特性および同様の金融商品についての過去のデフォルトのパターンを考慮すべきであることを定めるとともに、一定の場合には SICR を判定するために今後 12 か月にわたるデフォルト発生リスクの変動を使用することができることを定めている。

ばならない。この評価を行うために、企業は、報告日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生の変動を当初認識日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生の変動と比較し、当初認識以降の信用リスクの著しい増大を示す、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければならない。」

16. また、IFRS 第9号B5.5.14項は、B5.5.13項で定められている今後12か月にわたるデフォルト発生リスクの変動を使用することが適切ではない場合を定めている。

分析

17. 第537回企業会計基準委員会等において、次の方向性で新適用指針に取り入れることを事務局より提案し、特に異論は聞かれなかった。

(1) IFRS 第9号B5.5.13項とIFRS 第9号B5.5.14項の全期間にわたるデフォルト発生リスクの変動と12か月にわたるデフォルト発生リスクの変動の使い分けに関する指針については、新適用指針に取り入れる。

18. IFRS 第9号B5.5.13項は、パラグラフが長いため、パラグラフに含まれる定めを内容に応じて3つに分けて分析する。

(1) まず、青色ハイライト部分については、SICRの判定の際に考慮すべき事項に関する定めであると考えられることから、新適用指針の本文に記載することが考えられる。

(2) 次に、黄色ハイライト部分の「5.5.9項の要求」については、SICRの評価に際して全期間のデフォルト発生リスクの変動を用いなければならない旨を指している。IFRS 第9号B5.5.13項の「5.5.9項の要求にもかかわらず」は、原則を明確化する意味で有用と考えられるため、5.5.9項の要求を具体的な表現に置き換えたうえで新適用指針に取り入れることが考えられる。

(3) さらに、緑色ハイライト部分については、デフォルトのパターンが金融商品の予想存続期間の中の特定の時点に集中していない金融商品について、今後12か月にわたるデフォルト発生リスクの変動を全期間の債務不履行発生リスクの変動の合理的な近似としてSICR判定に使用することができること、また一定の場合には使用できないことを定めており、実務の運用において重要な定めと考えられるため、新適用指針に取り入れることが考えられる。

19. また、IFRS 第9号B5.5.14項は、前項の今後12か月にわたるデフォルト発生リスクの変動をSICR判定に使用することができない場合の例示であり、実務上有用であると考えられることから、新適用指針に取り入れることが考えられる。

事務局提案

20. 本資料第17項から前項の分析に基づき、「金融商品」を「債権等」に置き換えた上で、IFRS 第9号B5.5.13項及びB5.5.14項の定めを次のイメージで新適用指針に

取り入れることが考えられるかどうか。

IFRS 第 9 号の定め の 取入れイメージ	
X1.	債権等の発生 の 認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかの評価においては、債権等又は債権等のグループの特性および同様の金融商品についての過去におけるデフォルトの発生パターンを考慮する。
X2.	債権等の発生 の 認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかの評価には、原則として全期間のデフォルト発生リスクの変動を使用する。
X3.	前項にかかわらず、デフォルトの発生状況が予想存続期間の特定の時点に集中していない債権等については、債権等の発生 の 認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかの評価において、次の場合を除き、今後 12 か月にわたるデフォルト発生リスクの変動を全期間のデフォルト発生リスクの変動の合理的な近似として使用することができる。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 債権等には、今後 12 か月よりも先の期間にしか多額の支払義務がない。 (2) 信用リスクに関連するマクロ経済又はその他の要因について変化が生じているが、それらは 12 か月のデフォルト発生リスクには適切に反映されない。 (3) 信用に関連した要因の変動が債権等の信用リスクに影響を与える又はより明確な影響があるのは、12 か月よりも先の期間だけである。

(IFRS 第 9 号 B5. 5. 15 項)

IFRS の定め

21. IFRS 第 9 号 B5. 5. 15 項は、次のとおり定めている。

項番	IFRS 第 9 号の日本語訳
B5. 5. 15	全期間の予想信用損失の認識が要求されるのかどうかを判定する際に、企業は、過大なコストや労力を掛けずに利用可能で、金融商品に係る信用リスクに影響を与える可能性のある合理的で裏付け可能な情報を、5. 5. 17 項(c) ² に従って考慮しなければならない。企業は、信用リスクが当初認識以

² IFRS 第 9 号第 5. 5. 17 項

「企業は、金融商品の予想信用損失を、次のものを反映する方法で見積らなければならない。

(a) 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額

項番	IFRS 第 9 号の日本語訳
	降に著しく増大したかどうかを判定する際に、情報の網羅的な探索を行う必要はない。

22. IFRS 第 9 号 B5. 5. 15 項は、SICR が生じているかを判定する際に、過大なコストや労力を掛けずに利用可能で、金融商品に係る信用リスクに影響を与える可能性のある合理的で裏付け可能な情報を考慮することを定めるとともに、その際に情報の網羅的な探索を行う必要はない旨を明確にしている。

分析

23. 第 537 回企業会計基準委員会等において、第 537 回企業会計基準委員会等 審議資料(3)-2 第 56 項から第 65 項の分析に従い、次の方向性で新適用指針に取り入れることを事務局より提案し、特に異論は聞かれなかった。

(1) IFRS 第 9 号 B5. 5. 15 項の「過大なコストや労力を掛けずに利用可能で、金融商品に係る信用リスクに影響を与える可能性のある合理的で裏付け可能な情報を、5. 5. 17 項(c)に従って考慮しなければならない」については、他の箇所と重複感のないようにすることに留意しつつ、新適用指針に取り入れる。

(2) IFRS 第 9 号 B5. 5. 15 項の「信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判定する際に、情報の網羅的な探索を行う必要はない」については、新適用指針に取り入れず、結論の背景に取り入れる。

24. IFRS 第 9 号 B5. 5. 15 項の青色ハイライト部分の「全期間の予想信用損失の認識が要求されるのかどうかを判定する際に」については、SICR の評価を行う際と同義と考えられることから、SICR の評価を行う際の考慮事項であることを明確化するため、「債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかの評価においては」と置き換えて取り入れることが考えられる。

25. また、IFRS 第 9 号 B5. 5. 15 項の緑色ハイライト部分のうち、「5. 5. 17 項(c)に従って」については、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）の改正案第 27-2 項(3)「過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関して、期末において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報」を反映することを意味している。ここで「5. 5. 17

(b) 貨幣の時間価値

(c) 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

項(c)に従って」の意味をより分かりやすくするため、金融商品会計基準の改正案第 27-2 項(3)に記載の定めを具体的に記載することが考えられる。

(事務局提案)

26. 本資料第 23 項から前項の分析に基づき、IFRS 第 9 号 B5. 5. 15 項の定めを次のイメージで新適用指針に取り入れることが考えられるかどうか。

IFRS 第 9 号の定めを取入れイメージ
X. 債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかの評価において、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関して、期末において過大なコストや労力を掛けずに利用可能であり、金融商品に係る信用リスクに影響を与える可能性のある合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければならない。

オプション B-1 の定め

(聞かれた意見)

27. 第 539 回企業会計基準委員会等において、ステップ 4 のオプション B-1 「我が国のこれまでの信用リスク管理実務と親和的な債務者区分を活用した方法」に関する定めを次のとおり事務局提案した。

オプションの定めイメージ
X1. 信用リスクが著しく増大しているかどうかの評価を行うにあたり、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて付与している内部信用格付に基づき、内部信用格付を活用して評価する方法を用いることができる。内部信用格付を活用して評価する方法においては、第 X2 項から第 X7 項に従って内部信用格付を区分して、区分に応じて信用リスクが著しく増大が生じているかどうかの評価を行う。
<u>区分 1</u>
X2. 内部信用格付を活用して評価する方法において、業績が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者が含まれる内部信用格付を区分 1 とし、さらに区分 1 について次の順序により、信用リスクが低い順に区分 1-1、区分 1-2 及び区分 1-3 に区分する。
(1) 期末日におけるデフォルト・リスクの絶対的な水準及び定性的な要因等に基づいて、信用リスクが著しく増加している債権等が含まれる可能性のある内部信用格付(区分 1-3)を決定する。
(2) 区分 1-3 と比較したデフォルト・リスクの変動率や変動額及び定性的な要

因等に基づいて、優良格付に該当する内部信用格付（区分 1-1）を決定する。

- (3) 区分 1-1 及び区分 1-3 のいずれにも含まれない内部信用格付を区分 1-2 とする。

なお、デフォルト・リスク及び定性的な要因等に関する状況によっては、区分 1-2 又は区分 1-3 に該当する内部格付が存在しないと判断する場合がある。

X3. 区分 1 に分類された債務者に対する債権等については、信用リスクの著しい増大が生じているかどうかに関して、次のとおり評価する。

(1) 区分 1-1 及び区分 1-2 に分類された債務者に対する債権等については、信用リスクの著しい増大が生じていないものとして取り扱う。

(2) 区分 1-3 に分類された債務者に対する債権等については、原則として信用リスクの著しい増大が生じているものとして取り扱う。ただし、次のいずれかの場合には、債務者単位で信用リスクの著しい増大が生じていないと反証することができる。

- ① 債務者が前期末において区分 1-2 に分類されていた場合
- ② 債務者が前期末において区分 1-3 に分類されており、かつ、前期以前において信用リスクの著しい増大が生じていないと反証した場合
- ③ 債務者について前期末において債権等が存在しない場合

区分 2

X4. 内部信用格付を活用して評価する方法において、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者及び業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者が含まれる内部信用格付を区分 2 とし、さらに、債権等の一部又は全部が 3 カ月以上延滞している又はその契約条件が緩和されている債務者が含まれる区分（区分 2-2）とそれ以外の債務者が含まれる区分（区分 2-1）に区分する。

X5. 区分 2 に分類された債務者に対する債権等については、信用リスクの著しい増大が生じているかどうかに関して、次のとおり評価する。

(1) 区分 2-1 に分類された債務者に対する債権等については、原則として信用リスクの著しい増大が生じているものとして取り扱う。ただし、債権等の発生の認識以降におけるデフォルト・リスクの変動に基づき、個別の債権等単位で信用リスクの著しい増大が生じていないと反証することができる。

(2) 区分 2-2 に分類された債務者に対する債権等については、信用リスクの著

しい増大が生じているものとして取り扱う。

区分3から区分5

X6. 内部信用格付を活用して評価する方法において、経営破綻の状態には至っていないものの債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者が含まれる内部信用格付を区分3、法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者が含まれる内部信用格付を区分4、法的・形式的な経営破綻の事实在発生している債務者が含まれる内部信用格付を区分5とする。

X7. 区分3、区分4及び区分5に分類された債務者に対する債権等については、信用リスクの著しい増大が生じているものとして取り扱う。

28. 前項の事務局提案に対して聞かれた意見は次のとおりである。

- (1) 正常先、要注意先等の旧金融検査マニュアルにおける債務者区分の名称は、実務において広く浸透していることを踏まえ、旧金融検査マニュアルにおける債務者区分の名称を用いた上で、債務者区分の定義を会計基準において定める方がよいと考える。
- (2) 金融機関においては、例えば格付1から格付10などと、格付に数字を用いて与信判断を行っている。この点、格付を纏めた債務者区分においても、数字を用いた名称とした場合、理解が難しくなることが想定される。また、数字を用いた債務者区分の名称では、それぞれの債務者区分の信用状態が名称から直接的に伝わらないことが懸念される。これらの点から、旧金融検査マニュアルにおける債務者区分の名称を用いた方がよいと考える。
- (3) ステップ4のオプションにおける基準開発の目的に実務負担に配慮した会計基準を目指すという点が含まれていることを踏まえれば、実務に定着している旧金融検査マニュアルにおける債務者区分の名称を新たに定義して用いる方が理解しやすいと考える。
- (4) 銀行を分析しているアナリスト等の財務諸表利用者も、旧金融検査マニュアルにおける債務者区分の名称を用いて銀行とコミュニケーションを取っているため、異なる債務者区分の名称を用いた場合、財務諸表利用者にも混乱が生じることが懸念される。また、債権の分類においても数字が用いられており、債務者区分の名称に数字を用いた場合、債権の分類との区別が紛らわしくなることが懸念される。これらの点から、旧金融検査マニュアルにおける債務者区分の名称を用いた方がよいと考える。

- (5) オプション B-1 においては、債権単位での SICR の判定において債務者区分を利用するため、旧金融検査マニュアルにおける債務者区分とは用いられる場面が異なる。また、旧金融検査マニュアルの正常先の定義をそのまま取り入れた場合に、正常先における 3 区分の定義及び名称とコンフリクトが生じる可能性がある。これらの懸念はあるものの、関係者の納得感の観点から、旧金融検査マニュアルにおける債務者区分の名称を用いてもよいと考える。
- (6) 現状の実務で用いられている債務者区分に異なる名称を付すことは会計基準の理解が難しくなるため、旧金融検査マニュアルにおける債務者区分の名称を用いるニーズは理解できる。一方、債権単位で SICR を判定することが原則であり、債務者区分を活用するのは簡素化された方法であるため、旧金融検査マニュアルを引用する形で旧金融検査マニュアルにおける債務者区分の名称を用いることがよいと考える。また、第 539 回企業会計基準委員会等 審議事項(2)-2 第 30 項の表においては、正常先を 3 つに分けることで SICR の概念を含めているものの、債務者区分と SICR は異なる概念であることから、これらは分けて管理した方がよいと考える。
- (7) 正常先、要注意先等の旧金融検査マニュアルにおける債務者区分の名称は実務や投資家等とのコミュニケーションにおいて広く浸透していることを踏まえ、旧金融検査マニュアルにおける債務者区分の名称を用いた上で、債務者区分の定義を会計基準において定める方がよいと考える。
- (8) 旧金融検査マニュアルが廃止された際の文書の別紙においても、正常先等の債務者区分の名称は示されていること及び貸出条件緩和債権の判定は金融庁の Q&A にも残っていることから、実務は旧金融検査マニュアルにおける債務者区分の名称を前提に回っており、旧金融検査マニュアルにおける債務者区分の名称を残した方がよいと考える。
- (9) 旧金融検査マニュアルにおける債務者区分の名称を用いる場合、正常先における 3 区分は、「正常先 1」、「正常先 2」及び「正常先 3」とすることが考えられる。

(分析)

29. 前項のオプション B-1 の定め事務局提案に対する聞かれた意見は、財務諸表作成者及び財務諸表利用者の観点から、当該定めの中で使用する債務者区分の区分名称について、旧金融検査マニュアルで使用されている債務者区分名称を用いる方がよいというものである。この点、聞かれた意見を踏まえて、区分 1 から区分 5 という区分を使用せずに、旧金融検査マニュアルで使用されている債務者区分の名称を用

いることが考えられる。

30. 旧金融検査マニュアルにおいては、債務者区分は、「正常先」、「要注意先」、「破綻懸念先」、「実質破綻先」及び「破綻先」の5区分が用いられており、更に「要注意先」については「その他要注意先」と「要管理先」の2つの小区分に分けられている。このため、オプションB-1の定めにおいては、旧金融検査マニュアルに基づく債務者区分の内容を記載した上で、旧金融検査マニュアルで使用されている債務者区分の名称をそのまま取り入れることが考えられる。
31. 次に、正常先における3つの小区分については、正常先に区分された債務者に対する債権等についてSICRが生じているかの評価を行う際に用いる会計基準における区分であり、新適用指針において名称を定めることが必要である。
32. ここで、第539回企業会計基準委員会等において、正常先の3つの小区分は、次の順序により、該当する内部信用格付を区分することを提案している。
 - (1) 期末日におけるデフォルト発生リスクの絶対的な水準及び定性的な要因等に基づいて、信用リスクが著しく増加している債権等が含まれる可能性がある内部信用格付を決定する（区分1-3）。
 - (2) 上記(1)と比較したデフォルト発生リスクの変動率や変動額及び定性的な要因等に基づいて、優良格付に該当する内部信用格付を決定する（区分1-1）。
 - (3) 上記(1)及び(2)のいずれにも含まれない内部信用格付を決定する（区分1-2）。
33. 本資料第29項のとおり、区分1から区分5という区分を使用せずに、旧金融検査マニュアルで使用されている債務者区分の名称を用いるように見直す場合、正常先の3つの小区分についても、数字を使用せず、その内容を理解できるような名称とすることが考えられる。
34. まず、区分1-1については、正常先の中でも信用リスクが低い債務者が含まれる内部格付を指すものである。この区分については、これまでの審議において「優良格付」という名称を用いており、この名称については大きな異論は聞かれていないことから、「優良格付」と呼称することが考えられる。
35. 次に、区分1-3は、絶対的な観点からは正常先に区分されるものの、相対的な観点からは債権等の発生認識以降において信用リスクが著しく増加している債権等が含まれる可能性がある内部信用格付を指すものである。このため、当該内部信用格付については、「みなし」と「反証」の組み合わせによって債務者単位でSICRの「判定」を行うことを会計基準として求めている。このような「判定」を求めていることから、「要判定格付」と呼称することが考えられる。

36. 最後に、区分 1-2 は、区分 1-1 と区分 1-3 を決定した後、いずれにも含まれない内部信用格付を指すものである。区分 1-1 と区分 1-3 の中間という位置付けであることから、「中間格付」と呼称することが考えられる。
37. なお、デフォルト発生リスク及び定性的な要因等に関する状況によっては、「優良格付」に該当する内部信用格付のみが存在し「中間格付」及び「要判定格付」に該当する内部信用格付が存在しないと判断する場合や、「優良格付」及び「要判定格付」に該当する内部信用格付のみが存在し「中間格付」に該当する内部信用格付が存在しないと判断する場合があると考えられる。この点、新適用指針の本文に記載することが考えられる。
38. 上述の考えに基づくと、「正常先」の小区分については、信用リスクが低い順で次の名称を用いることが考えられる。
- (1) 「優良格付」
 - (2) 「中間格付」
 - (3) 「要判定格付」
39. この点、前項の名称以外に適切な名称が考えられる場合には、ご教示頂きたい。

(事務局提案)

40. 本資料第 29 項から前項の分析に基づき、オプション B-1 を次のイメージで新適用指針において定めることが考えられるがどうか。また、「正常先」の 3 区分の名称について、他の適切な用語が考えられる場合には、ご教示いただきたい。

オプションの定めイメージ	
X1.	信用リスクが著しく増大しているかどうかの評価を行うにあたり、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて付与している内部信用格付に基づき、内部信用格付を活用して評価する方法を用いることができる。内部信用格付を活用して評価する方法においては、第 X2 項から第 X7 項に従って内部信用格付を区分して、区分に応じて <u>債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大が生じてしている</u> かどうかの評価を行う。
	<u>区分1「正常先」</u>
X2.	内部信用格付を活用して評価する方法において、 <u>期末日において、業績が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者が含まれるを「正常先」とし、「正常先」に区分される内部信用格付を区分1とし、決定する。</u> さらに <u>「正常先」に区分1される内部信用格付について、次の順序手順により、信用リ</u>

リスクが低い順に区分1-1、区分1-2「優良格付」、「中間格付」及び区分1-3「要判定格付」に区分する。

- (1) 期末日におけるデフォルト発生リスクの絶対的な水準及び定性的な要因等に基づいて、信用リスクが著しく増加増大している債権等が含まれる可能性がある内部信用格付(区分1-3) (以下「要判定格付」という。)を決定する。
- (2) 区分1-3「要判定格付」と比較したデフォルト発生リスクの変動率や変動額及び定性的な要因等に基づいて、優良格付に該当する内部信用格付 (区分1-1以下「優良格付」という。)を決定する。
- (3) 区分1-1「要判定格付」及び区分1-3「優良格付」のいずれにも含まれない内部信用格付を区分1-2「中間格付」とする。

なお、デフォルト発生リスク及び定性的な要因等に関する状況によっては、区分1-2又は区分1-3に該当する内部「優良格付」に該当する内部信用格付のみが存在し「中間格付」及び「要判定格付」に該当する内部信用格付が存在しないと判断する場合や、「優良格付」及び「要判定格付」に該当する内部信用格付のみが存在し「中間格付」に該当する内部信用格付が存在しないと判断する場合がある。

X3. 期末日において「正常先」に区分1に分類された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、債権等の発生認識以降に信用リスクの著しい増大が生じているかどうかに関して、次のとおり評価する。

- (1) 区分1-1「優良格付」及び区分1-2「中間格付」に分類区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、債権等の発生認識以降に信用リスクの著しい増大が生じていないものとして取り扱う。
- (2) 「要判定格付」に区分1-3に分類された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、原則として債権等の発生認識以降に信用リスクの著しい増大が生じているものとして取り扱う。ただし、次のいずれかの場合には、債務者単位で債権等の発生認識以降に信用リスクの著しい増大が生じていないと反証することができる。
 - ① 債務者が前期末において「中間格付」に区分1-2に分類されていた場合
 - ② 債務者が前期末において「要判定格付」に区分1-3に分類されており、かつ、前期以前において信用リスクの著しい増大が生じていないと反証した場合
 - ③ 債務者について前期末において債権等が存在しない場合

区分2「要注意先」

X4. 内部信用格付を活用して評価する方法において、期末日において、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者及び業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者が含まれる内部信用格付を区分2とし、を「要注意先」とし、「要注意先」に区分される内部信用格付を決定する。さらに、債権等の一部又は全部が3カ月以上延滞している又はその契約条件が緩和されている債務者が含まれるを「要管理先」と区分(区分2-2)とし、それ以外の債務者が含まれる区分(区分2-1)を「その他要注意先」として、「その他要注意先」及び「要管理先」に区分される内部信用格付を決定する。

X5. 期末日において、「要注意先」に区分2に分類された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、債権等の発生の認識以降に信用リスクの著しい増大が生じているかどうかに関して、次のとおり評価する。

(1) 「その他要注意先」に区分2-1に分類された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、原則として債権等の発生の認識以降に信用リスクの著しい増大が生じているものとして取り扱う。ただし、債権等の発生の認識以降におけるデフォルト発生リスクの変動に基づき、個別の債権等単位で、債権等の発生の認識以降に信用リスクの著しい増大が生じていないと反証することができる。

(2) 「要管理先」に区分2-2に分類された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、債権等の発生の認識以降に信用リスクの著しい増大が生じているものとして取り扱う。

区分3から区分5「破綻懸念先」、「実質破綻先」及び「破綻先」

X6. 内部信用格付を活用して評価する方法において、期末日において、経営破綻の状態には至っていないものの債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者が含まれる内部信用格付を区分3「破綻懸念先」、法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者が含まれる内部信用格付を区分4を「実質破綻先」、法的・形式的な経営破綻の事实在発生している債務者が含まれるを「破綻先」とし、「破綻懸念先」、「実質破綻先」及び「破綻先」に区分される内部信用格付を区分5と決定する。

X7. 期末日において、「破綻懸念先」、「実質破綻先」及び「破綻先」に区分3、区分4及び区分5に分類された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、債権等の発生の認識以降に信用リスクの著しい増大が生じているものと

して取り扱う。

オプションB-2の定め

(聞かれた意見)

41. 第539回企業会計基準委員会等において、ステップ4のオプションB-2「その他要
注意先及び要管理先に対する債権の予想信用損失の見積期間」に関する定めを次の
とおり事務局提案した。

オプションの定めイメージ

X8. 信用損失の算定に用いる債権等の予想存続期間の見積りを行うにあたり、内部信
用格付を活用して評価する方法（第X1項）を用いている場合には、第X1項に基
づく区分において区分2-1及び区分2-2に分類される債務者に対する債権等につ
いては、それぞれの区分の単位で、リスク特性が類似した債権等のグループごと
に当該グループに係る平均残存期間を用いることができる。

リスク特性が類似した債権等のグループごとの平均残存期間を用いる場合、一
旦決定した平均残存期間について、状況に大きな変化がない限り、継続して用い
ることができる。

42. 前項の事務局提案に対して、第539回企業会計基準委員会では概ね異論は聞かれな
かったが、第231回金融商品専門委員会において次の意見が聞かれた。

(1) 事務局提案では、区分2-1及び区分2-2に分類される債務者に対する債権等
についてのみ、平均残存期間を用いて予想存続期間の見積りを行うことができ
るとされているものの、区分1-3についても平均残存期間を用いて予想存続期
間の見積りを行う場合があると考えられるため、適用対象に区分1-3を含めた方
がよいと考える。

43. 前項の聞かれた意見を受けて、「要判定格付」に分類される債務者に対する債権等
について、オプションB-2の適用範囲に含めることの可否について分析する。

(分析)

44. オプションB-2はSICRが生じている債権等に関する予想存続期間の見積りに際し、
債務者区分の単位で、リスク特性が類似した債権等のグループごとに当該グル
ープに係る平均残存期間を用いることができるとするものである。
45. 正常先のうち「要判定格付」に区分される債務者に対する債権等は、債権等の予想

存続期間を見積もったうえで予想信用損失を算定するという観点では、「その他要注意先」及び「要管理先」に対する債権等と変わらないと考えられる。

46. ここで、信用リスクの観点からは、正常先に含まれる「要判定格付」の方が「その他要注意先」及び「要管理先」よりも信用リスクが低いことを合わせて考えると、「要判定格付」に区分される債務者に対する債権等について、オプション B-2 を認めない積極的な理由は見受けられないと考えられる。

(事務局提案)

47. 本資料第 44 項から前項の分析に基づき、オプション B-2 を次のイメージで新適用指針において定めることが考えられるかどうか。

オプションの定めイメージ
<p>X8. 信用損失の算定に用いる債権等の予想存続期間の見積りを行うにあたり、内部信用格付を活用して評価する方法（第 X1 項）を用いている場合には、第 X1 項に基づく区分において区分 2-1 及び区分 2-2に分類される「<u>正常先</u>」のうち「<u>要判定格付</u>」、「<u>その他要注意先</u>」及び「<u>要管理先</u>」に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、それぞれの区分の単位で、リスク特性が類似した債権等のグループごとに当該グループに係る平均残存期間を用いることができる。</p> <p>リスク特性が類似した債権等のグループごとの平均残存期間を用いる場合、一旦決定した平均残存期間について、状況に大きな変化がない限り、継続して用いることができる。</p>

オプション B-3 の定め

(聞かれた意見)

48. 第 539 回企業会計基準委員会等において、ステップ 4 のオプション B-3 「単一の将来予測シナリオのみを考慮するオプション」に関する定めを次のとおり事務局提案した。

オプションの定めイメージ
<p>X. 第●項³に従って、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を反映する際、信用損失が発生する可能性について、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することができる。</p>

³ 第 538 回企業会計基準委員会（2024 年 12 月 25 日開催）及び第 230 回金融商品専門委員会

49. 前項の事務局提案に対して聞かれた意見は次のとおりである。

- (1) 「信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を反映する際」という記載は冗長であり、この記載を削除しても差支えは無いと考えられるため、削除することを検討して頂きたい。
- (2) IFRS 第9号第5.5.18項⁴には、「信用リスクが発生するリスク又は確率」と記載されているため、定めイメージの「可能性」は「リスク又は確率」という表現の方がよいと考える。

(分析)

50. オプションB-3は、予想信用損失の算定を行う際に信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を反映することを求める定めを適用するにあたって、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することができるオプションである。
51. このオプションはIFRS第9号第5.5.18項及びB5.5.41項の定めを新適用指針に取り入れる定めに関連しているため、聞かれた意見への対応を検討するに当たり、当該定め文言についても合わせて検討することとする。
52. ここで、IFRS第9号第5.5.18項及びB5.5.41項の定めに関して、第538回企業会計基準委員会等 審議事項(3)-4第6項において事務局が提案した取入れイメージは次のとおりである。

(2024年12月18日開催) (以下合わせて「第538回企業会計基準委員会等」という。) 審議事項(3)-4第6項において提案した定め取入れを指す。

「予想信用損失の算定を行う際、すべての考え得るシナリオを特定する必要はないものの、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を反映する。その際、信用損失が発生しないことが最も可能性の高い場合や信用損失が発生する確率が非常に低い場合であっても、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を反映する。」

⁴ IFRS第9号第5.5.18項(下線は事務局により追加)

「予想信用損失を測定する際には、必ずしもすべての考え得るシナリオを特定する必要はない。しかし、企業は、たとえ信用損失が発生する可能性が非常に低い場合であっても、信用損失が発生するリスク又は確率を、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性とを反映することによって、考慮しなければならない。」

IFRS 第 9 号の定め of 取入れイメージ

X. 予想信用損失の算定⁵を行う際、すべての考え得るシナリオを特定する必要はないものの、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を反映する。その際、信用損失が発生しないことが最も可能性の高い場合や信用損失が発生する確率が非常に低い場合であっても、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を反映する。

53. 本資料第 49 項(1)の聞かれた意見については、オプション B-3 の定めの中で「第●項に従って、」という表現により前項の定めに加え、**「信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を反映する際」と記載することは冗長であるという意見であると考えられる。**
54. ここで、本資料第 52 項の定め of 取入れイメージの中において、「信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を反映する」という表現が含まれることから、オプション B-3 において本資料第 52 項の定めに加え、**同じ記載をオプション B-3 に記載する必要はないと考えられる。**このため、「信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を反映する際」の記載は削除することが考えられる。
55. 次に、本資料第 49 項(2)の聞かれた意見は、IFRS 第 9 号第 5.5.18 項及び B5.5.41 項の定めを取り入れる文言並びにオプション B-3 の定め of 文言の両方に関連する**と考えられる。**このため、最初に IFRS 第 9 号第 5.5.18 項及び B5.5.41 項の定めを取り入れる文言について検討し、次にオプション B-3 の文言を検討する。
56. まず、本資料第 52 項の取入れイメージを IFRS 第 9 号の原文と照らし合わせたところ、IFRS 第 9 号第 5.5.18 項の原文の「it shall consider the risk or probability that a credit loss occurs」については、本資料第 52 項の取入れイメージに含まれていなかった。この点、IFRS 第 9 号の表現に揃える観点から、「信用損失が発生するリスク又は確率を考慮しなければならない」という文言を新適用指針に含めるように見直すことが考えられる。
57. また、本資料第 52 項の定め of 取入れイメージで用いている「信用損失が発生する確率が非常に低い場合であっても」という文言について、この「確率」の原文は「possibility」である一方、前項で見直すとした「確率」の原文は「probability」

⁵ 第 538 回企業会計基準委員会等 審議事項(3)-4 において用いられていた「予想信用損失の見積高の算定」を「予想信用損失の算定」に置き換えている。

であることから、同一の文言とならないように見直すことが考えられる。

(事務局提案)

58. 本資料第 50 項から前項の分析に基づき、IFRS 第 9 号第 5.5.18 項及び B5.5.41 項の定めを取入れとオプション B-3 について、表現を見直したうえで次のイメージで新適用指針において定めることが考えられるがどうか。

IFRS 第 9 号第 5.5.18 項及び B5.5.41 項の定め

IFRS 第 9 号の定めを取入れイメージ	
X.	<p>予想信用損失の算定を行う際、すべての考え得るシナリオを特定する必要はないものの、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を反映する。その際、信用損失が発生しないことが最も可能性の高い場合や信用損失が発生する<u>確率可能性</u>が非常に低い場合であっても、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を反映する<u>して、信用損失が発生するリスク又は確率を考慮しなければならない。</u></p>

オプション B-3

オプションの定めイメージ	
X.	<p>第●項⁶に従って、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を反映する際の適用にあたり、信用損失が発生する可能性について、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することができる。</p>

ディスカッション・ポイント

本資料第 4 項から第 58 項に記載した事務局の分析及び提案について、ご意見を伺いたい。

以 上

⁶ 本項に記載の IFRS 第 9 号第 5.5.18 項及び B5.5.41 項の定めを取入れイメージを指す。